

「運転免許関係事務及び更新時講習業務の委託法人に係る公安委員会の認定基準」

道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第31条の4の2及び第38条の3に規定された見出しの公安委員会の認定基準については、次のとおりです。

第1 公安委員会の認定基準

- 1 道路における交通の安全に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他の者で、運転免許関係事務及び更新時講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有するもの
- 2 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうち次の(1)から(7)のいずれにも該当する者がいないこと。
 - (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
 - (3) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第117条の2の2第1項第9号、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)第176条、第177条、第179条、第180条、第182条若しくは第183条又は個人情報保護に関する法律施行条例(令和4年愛知県条例第51号)附則第5項若しくは第6項の罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
 - (4) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で確認事務の委託の事務等に関する規則(平成16年国家公安委員会規則第23号)第3条で定めるものを行うおそれがあると認めるに足る相当な理由がある者
 - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しない者
 - (6) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
 - (7) 心身の障害により委託業務を適正に行うことができない者
- 3 業務を適正かつ確実に行うために必要な組織、能力及び経理的な基礎を有すること。
 - (1) 委託業務を行う主たる事務所が愛知県内に置かれていること。
 - (2) 委託業務に従事する職員は直接的な雇用関係にあり、かつ、原則として職員を業務に専従させることができること。ただし、一部の者については、業務を兼業することも可能とするが、兼業者について明示をし、委託業務に従事する必要がないことが明らかな場合に限り兼業することができる。
 - (3) 業務を適正に管理するため、道路の交通に関する業務における管理的及び監督的地位に3年以上あった者を統括責任者として選任できること。
 - (4) 更新時講習における指導に必要な能力を有するものとして、次のアからエのいずれにも該当する者を更新時講習の業務を行うために必要な数以上を配置できること。ただし運転免許試験場及び東三河運転免許センターにおいてそれぞれ従事する者のうち1名は、オについて該当する者を配置できること。
 - ア 25歳以上の者
 - イ 普通自動車等を運転することができる免許（仮免許を除く。）を現に受けており、その運転経歴が3年以上ある者

- ウ 過去2年以内に運転免許の取消し又は運転免許の効力の停止の処分を受けたことがない者
 - エ 交通関係法令に相当の知識を持ち、かつ、交通の安全に関する業務に従事した経験が1年以上ある者
 - オ 自動車安全運転センター等が実施する安全運転に関する講習、教習及び管理指導のいずれかの研修を終了している者
- (5) 運転免許関係事務に従事する必要な能力を有するものとして、次のア及びイに該当する者を運転免許関係事務を行うために必要な数以上を配置できること。
- ア 運転免許を現に受けている者
 - イ 運転免許の申請受理、作成、登録等に必要な能力を有する者
- (6) 業務に従事する者に急な欠員、欠勤が生じた場合、その補填が確実にできるなど、講習業務の継続的な処理が可能な人員配置が確保できる適切な組織体制が整備されていること。
- (7) 業務に関する知識・能力向上のための定期的な指導教育や研修会等による教育体制が整備されていること。
- (8) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項第1号及び第67条に規定する個人情報保護のための必要な措置、漏えい防止等の適切な管理ができること。
- (9) 法人税、消費税等及び県税並びに社会保険料（健康保険（政府が保険者であるものに限る。）、厚生年金保険、労働者災害補償保険及び雇用保険にかかる保険料）を滞納していないことなど、経営の健全性が確保されていること。

第2 事前提出書類

1 第1の1関係

- (1) 定款及び履歴事項全部証明書又はこれに準ずる書類
- (2) 安全運転管理者証又は運行管理者証の写し、若しくは自動車の運転管理経歴書（運転管理期間2年以上）

2 第1の2及び第1の3の(2)関係

- (1) 役員及び従事者名簿（様式第1）。ただし、役員については次のア及びイの書類を添付すること。
 - ア 身分証明書、身元証明書等（破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないことを証明するもの）
 - イ 現住所を表記する公的書面の写し
例 住民票、運転免許証等
- (2) 代表者の誓約書（様式第2）
- (3) 従事者の事務分掌表

3 第1の3の(3)関係

当該総括責任者の基準を充足することを示す履歴書、辞令書その他これに準ずる書類

4 第1の3の(4)関係

講習指導員として従事する予定の者は、講習指導員申請書（様式第3）に次の書類を添付すること。

- ア 運転記録証明書
- イ 運転免許証の写し又は第1の3の(4)のイを充足していることを示す書類若しくはその写し
- ウ 履歴書（特に運転免許事務関係、交通指導取締関係、道路交通法に規定する講習指導員関係の経験がある者はその期間を記載する。）
- エ 2名以上の自動車安全運転センター等の各種研修の終了証の写し

5 第1の3の(5)関係

(1) 運転免許証の写し又は第1の3の(5)のアを充足していることを示す書類若しくはその写し

(2) 履歴書

6 第1の3の(7)関係

従事者に対する指導教育や研修会等の体制が整備されていることを示す就業規則等の写し

7 第1の3の(8)関係

個人情報の保護、漏えい防止について定めている社内規則等の写し

8 第1の3の(9)関係

(1) 法人税、地方税、消費税等及び社会保険料を納付していることを証明する書類の写し

(2) 財務諸表（前年度の収入が記載されているもの）又は決算書（貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書）の写し

(3) 愛知県が発行する「入札参加資格・審査状況確認書」の写し

9 提出した書類の措置

提出した書類は、返還しない。

第3 業務説明等

第2関係の事前提出書類の受付及び提出期限、当該業務内容等は、当該業務の入札公告による。

第4 問い合わせ先

愛知県警察本部交通部運転免許課

運転者講習係

電話番号 052(951)1611 内線 781-261・262

様式第 1

役員及び従事者名簿

(ふりがな) 法 人 名 称				
所 在 地				
番 号	(ふりがな) 氏 名	生年月日	住 所	役職等
1		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

2 続紙は、法人名称及び所在地の記載を必要としない。

3 氏名の記載は、法人役員から従事者の順、かつアイウエオ順とする。

4 役職等の欄は、法人役員は役職名、従事者のうち講習指導員は「講師」を記載する。

誓約書

役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうち次の 1 から 7 のいずれにも該当する者がいないことを誓約します。

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者
- 3 道路交通法(昭和35年法律第105号)第117条の 2 の 2 第 1 項第 9 号、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第176条、第177条、第179条、第180条、第182条若しくは第183条又は個人情報の保護に関する法律施行条例(令和 4 年愛知県条例第51号)附則第 5 項若しくは第 6 項の罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者
- 4 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で確認事務の委託の手續等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）第 3 条で定めるものを行うおそれがあると認めるに足る相当な理由がある者
- 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第12条若しくは第12条の 6 の規定による命令又は同法第12条の 4 第 2 項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して 2 年を経過しない者
- 6 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 7 心身の障害により委託業務を適正に行うことができない者

愛 知 県 公 安 委 員 会 殿

年 月 日

（主たる事務所の所在地）

（法人名称）

（代表者氏名）

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

2 代表者氏名は、署名若しくは記名押印により記載すること。

講習指導員申請書	
年 月 日	
愛 知 県 公 安 委 員 会 殿	
住 所	
氏 名	
生年月日 年 月 日	
写 真	
縦 3 × 横 2.4cm	
添付書類	
運転記録証明書	
運転免許証の写し又は運転免許関係事務及び更新時講習業務の委託法人に係る公安委員会の認定基準第 1 の 3 の (4) のイを充足していることを示す書類若しくはその写し	
履歴書 (特に運転免許事務関係、交通指導取締関係、道路交通法に規定する講習指導員関係の経験期間)	
自動車安全運転センター等の研修の終了証がある者はその写し	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。